

黒部市 発表  
令和5年5月19日（金）

## 【照会先】

黒部市防災危機管理統括監 林 茂行  
防災危機管理班長補佐 若林 剛史  
電話 0765(54)2112

報道関係者 各位

## 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対応について

5月8日より新型コロナウイルス感染症法上の位置付けが2類相当から5類に移行され、法律上の根拠によるものでなくなったことによる主な変更点は以下のとおりです（当面の間の対応で、今後、変更する場合があります。）。

### 1 主な制度的な変更点

項目	見直し前	5月8日以降
行政からの入院勧告や外出自粛要請	あり	なし
感染時の療養期間	原則7日間	個人で判断（法的な制限なし） 目安として、発症後5日間かつ症状軽快後24時間
濃厚接触者	原則5日間の待機期間	濃厚接触者としての特定はなし 法律に基づく外出自粛は求められない
医療費	公費負担あり	自己負担。9月末までは、国が指定する新型コロナ治療薬は公費支援。入院費は最大月2万円を公費支援。
外来診療	診療・検査医療機関で受診	幅広い医療機関で対応 外来対応医療機関として公表（市内関係は5のとおりに）

マスク着用については、3月13日から個人の判断が基本となっていますが、受診時や医療機関・高齢者施設など訪問時、混雑した電車やバス乗車時などは着用を推奨されています。

### 2 市役所等の公共施設

- |                   |             |    |
|-------------------|-------------|----|
| (1) 検温器及び窓口消毒液の設置 | 継続          |    |
| (2) アクリルパネル       | 受付カウンター等の窓口 | 継続 |
|                   | 執務机など職員間    | 撤去 |

### 3 学校、保育施設関係

- (1) 児童生徒、園児の感染時
- ・出席停止期間を発症後7日から5日に変更  
「発症後5日、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」  
（学校保健安全法改正基準に基づく）
  - ・治癒報告書の提出（医師の証明は不要）
- (2) 健康チェックシート、新型コロナ関連出席停止状況報告、聴取票 廃止

#### 4 市民病院

- (1) 外来診療 自動車外来 廃止  
発熱者は発熱外来で診察  
正面玄関及び救急入り口の体温測定及び手指消毒 継続
- (2) 入院診療 集中Bゾーンの16床をコロナ即応病床として維持  
(当面9月末まで)
- (3) 面会 面会許可用紙持参の家族等に限定して再開  
(平日13時から16時の間、2人まで1回10分以内)
- (4) マスク着用 【来院者】診察、面会も含めて着用を依頼 継続  
【職員】基本着用 継続

#### 5 市内の外来対応医療機関 (富山県ホームページ内「外来対応医療機関」より (5月15日現在))

池田リハビリテーション病院、桜井病院、岩田クリニック、  
大橋耳鼻科・眼科クリニック、きょうクリニック、黒部市民病院、  
こいずみクリニック、しのぎき小児科、高桜内科医院、ねづか内科クリニック、  
藤が丘クリニック、牧野胃腸科クリニック、吉澤内科医院 計13機関

# 黒部市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症について、国は、5月8日より感染症法上の位置付けを5類に移行し、感染対策については、今後、政府から一律に対応を求められるのではなく、個人の判断に委ねることを基本とするなどの見直しがなされました。

これまで、感染拡大の防止と基本的な感染対策に取り組んでいただいていた市民の皆様改めて感謝を申し上げます。

5類に移行しましたが、新型コロナウイルス感染症の性質そのものが変わるものではないことから、市民の皆様におかれましては、感染から自分自身を、また大切な人を守るため、以下の事項について、ご協力をお願いいたします。

なお、「ウィズコロナ」の生活は続きますが、コロナ前の生活に戻るもの、戻らないものがあると考えます。地方移住への関心の高まりなどコロナ禍による社会の変化をチャンスに変えていく取組も行ってまいります。

## 1 基本的な感染対策について

一律な対応を求めませんが、国が有効としている以下の感染対策を参考としながら、基本的な感染対策の実施をお願いいたします。

○手洗い等の手指衛生、定期的な換気、咳エチケットの励行など

○マスクの着用は個人の判断が基本です。ただし、医療機関の受診時や高齢者施設などを訪問する時、通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時は着用が効果的な場面とされていますので、ご配慮をお願いいたします。

## 2 体調に異変を感じたら

自身で準備されたキットで陽性でも、症状が軽い場合は自宅療養を検討してください。

また、重症化リスクの高い方や症状が重いなど受診希望の場合は、医療機関に連絡してください。受診先に迷う場合は、県の受診・相談センター（TEL:076-444-4691）にお問合せ下さい。

医療費は原則自己負担となりますが、高額な場合には公費負担があります。

## 3 新型コロナウイルスに感染したら

法律に基づく外出自粛は求められませんが、発症日を0日として5日間は外出を控えること、かつ症状が軽快して24時間程度が経過するまでは外出を控え、様子を見ることが推奨されています。

今後とも、国や県、市が発出する情報に基づき、「うつさない、うつらない」行動や基本的な感染対策へのご協力をお願いいたします。

令和5年5月8日

黒部市長 武隈 義一